第二百二条第三号イ(3)中「行う者」の下に「（第一種少額電子募集取扱業者を除く。）」を加え、同条第七号ロ中「第二十九条の四第一項第一号ロ」を「第二十九条の四第一項第一号ハ」に改め、同号ハ(3)中「又はト」を「又はリ」に改め、同号ニ中「第二十九条の四第一項第四号」を「第二十九条の四第一項第四号イ」に改め、同条第八号ハ中「又はト」を「又はリ」に改め、同条第十六号イ(3)中「又はト」を「又はリ」に改め、同号ロ(3)中「第二十九条の四第一項第一号ロ」を「第二十九条の四第一項第一号ハ」に改め、同号ロ(6)中「又はト」を「又はリ」に改める。

第二百八条の二十第五号及び第二百八条の二十二第二号ハ(4)中「トまで」を「リまで」に改める。

第二百八条の三十一第一項第三号ロ中「第二十九条の四第一項第一号ロ」を「第二十九条の四第一項第一号ハ」に改め、同項第四号イ中「トまで」を「リまで」に改め、同号ニ中「又はト」を「又はリ」に改め、同号へ中「第二十九条の四第一項第二号へ」を「第二十九条の四第一項第二号チ」に改め、同号へを同号トとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ　当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

第二百八条の三十一第一項第十一号イ(4)中「又はト」を「又はリ」に改め、同号イ(6)中「第二十九条の四第一項第二号へ」を「第二十九条の四第一項第二号チ」に改め、同号イ(6)を同号イ(7)とし、同号イ(5)の次に次のように加える。

(6)　当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

第二百八条の三十一第一項第十一号ロ(9)中「第二十九条の四第一項第二号へ」を「第二十九条の四第一項第二号チ」に改め、同号ロ中(9)を⑾とし、(8)を(9)とし、(9)の次に次のように加える。

⑽　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

第二百八条の三十一第一項第十一号ロ(7)中「又はト」を「又はリ」に改め、同号ロ中(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、同号ロ(4)中「トまで」を「リまで」に改め、同号ロ(4)を同号ロ(5)とし、同号ロ(3)中「第二十九条の四第一項第一号ロ」を「第二十九条の四第一項第一号ハ」に改め、同号ロ中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

第二百八条の三十一第二項第三号ロ中「第二十九条の四第一項第一号ロ」を「第二十九条の四第一項第一号ハ」に改め、同項第四号ハ中「又はト」を「又はリ」に改め、同号ロ(3)中「第二十九条の四第一項第一号ロ」を「第二十九条の四第一項第一号ハ」に改め、同号ロ(6)中「又はト」を「又はリ」に改める。

第二百八条の三十二第一号中「又はロ」を「又はハ」に改め、同条第二号中「トまで」を「リまで」に改める。

第二百十七条中「第三十八条第七号」を「第三十八条第八号」に改める。

第二百二十一条第二号及び第三号中「すべて」を「全て」に改め、同条第八号中「トまで」を「リまで」に改める。

第二百二十二条第三号ロ(4)及び第七号ロ(4)並びに第二百二十三条第七号中「トまで」を「リまで」に改める。

第二百二十四条第十三号中「又はト」を「又はリ」に改める。

第二百三十一条第一項中「第三十八条第七号」を「第三十八条第八号」に改める。

第二百三十二条第二号中「又はデリバティブ取引の」を「若しくはデリバティブ取引又はこれらの申込み若しくは委託等若しくは」に改める。

第二百五十二条第二項第三号中「又はト」を「又はリ」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第二十九条の四第一項第二号へ」を「第二十九条の四第一項第二号チ」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合に限る。）次に掲げる事項

イ　該当することとなった者の氏名

ロ　行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

第二百五十二条第三項第三号中「又はト」を「又はリ」に改める。

第二百六十条第一号ニ及び第二百六十三条第一項第二号ロ(4)中「トまで」を「リまで」に改める。

第二百七十四条中「第六十六条の十四第一号ホ」を「第六十六条の十四第一号へ」に、「すべて」を「全て」に改める。

第二百九十二条第二項第三号中「又はト」を「又はリ」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第二十九条の四第一項第二号へ」を「第二十九条の四第一項第二号チ」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合に限る。）次に掲げる事項

イ　該当することとなった者の氏名

ロ　行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

第三百九十二条第三項第三号中「又はト」を「又はリ」に改める。

第三百条第一項第二号ニ及び第三百四条第二号ハ(4)中「トまで」を「リまで」に改める。

別紙様式第一号第2面の表を次のように改める。

＊登録番号	財務（支）局長（金商）第　号（年月日）	
＊金融商品取引法第30条の1項の認可	認可の有無	認可年月日
1　法人・個人の別	法人	個人
2　商号又は名称（ふりがな）		
3　氏名（ふりがな）		